



犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と年1回の予防注射が義務づけられています。

▶ 犬の登録

生後91日になってから、又は犬を飼ってから30日以内に犬が所在する市町村で犬の登録手続きを行ってください。 **登録手数料 3,000円**

▶ 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬の所有者は年1回予防注射を

受けさせなければなりません。接種方法は毎年4月から5月に町で行う集合注射と各自が動物病院で行う注射の2通りあります。

本年度の町で行う集合注射は終了しましたので、予防接種ができなかった犬は、動物病院で受けてください。日時・料金等は動物病院にご確認ください。特に指定の動物病院はありません。

▶ 問い合わせ 環境課

☎ 893-1160

大切な農地の 売買・貸借は

高知県農業公社へ

農業公社とは？

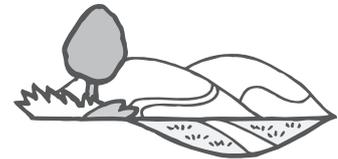
農地を買い入れ、又は借り入れて、規模拡大や集団化をしたい農家に売ったり、貸したりすることのできる、知事が指定した営利を目的としない公的機関です。

農地保有合理化事業について（農業公社の中心となる事業）

離農したい人、規模を縮小したい人から農地等を買入れたり、借り入れて、営農意欲の高い認定農業者（担い手農家）や新たに農業を始める方に、売り渡したり、貸し付けたりする事業です。

農地保有合理化事業を活用すると…

- 公的機関である農業公社が間に入るので安心して売買・貸借できます。
- 登記等の手続きは農業公社・市町村が行います。
- 次のようなメリットがあります。



☆ 売りたい人、貸したい人

- 税金が軽減されます。
譲渡所得の特別控除が800万円（買入協議制度が活用できれば1,500万円）まで受けられます。
- 土地代金はすぐお支払いします。
- 小作期間が満了すれば無条件でお返しします。
- 不在地主でも公社に貸せば、小作地の所有制限にかかりません。

☆ 買いたい人、借りたい人

- 公社は営利を目的としないので最小限の経費で売り渡します。
- 税金が安くなります。
不動産取得税が軽減されます。（1/3控除）
- 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 小作料は、標準小作料をもとに、納得できる額を年払いしていただきます。

活用ケース



注) 農地保有合理化事業の事業要件

- 1 実施地域 農業振興地域の農用地区域
- 2 売渡相手方 認定農業者、認定就農者等が必要
- 3 売渡後の経営面積 市町村の定める平均経営面積（基準面積）以上（事業により団地化形成を要する。）

問い合わせ

財団法人高知県農業公社

〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4-1
☎ 823-8618 FAX 824-8593